

ゴミの不法投棄や焼却は犯罪です！



ゴミの不法投棄は、亀田郷一斉清掃による工区・分区・地域住民のご協力により大幅に減少しております。

しかしここ近年、水路敷きでゴミの焼却行為が頻発しています。

安易な焼却行為は、やがて枯れ草に燃え移り、ひいては稲にも燃え広がる可能性もある大変危険な行為です。屋外において、法令の基準を満たした焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「屋外焼却」と言いますが、廃棄物の処理、及び清掃に関する法律（廃掃法）ではこれを原則禁止し、違反行為としています。この違反行為については、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれらの併科が適用されます。

警察署においては、より一層のパトロールを強化し、土地改良区では看板等の設置で啓発に努め、禁止を呼び掛けております。

もしこのような焼却行為を見かけた場合は、危険が伴いますのでご自身で処理をせず、警察もしくは土地改良区にご連絡をお願いいたします。



道路、用排水路の地先管理を徹底してください！

組合員の所有及び耕作する農地に面する水路脇・道路端・畦・中畦等の除草、用排水路の泥上げは、地権者若しくは耕作者の方が、地先管理する事となっております。連絡をしても管理がされない場合につきましては、分区や業者等で作業を行い、掛かった費用につきましては後日請求させていただくこととなります。

地先管理をしていただく上で不明な点がございましたら、地先の分区長または亀田郷土地改良区地域課(025-381-7586)に相談し管理くださいますようお願いいたします。

亀田郷一斉清掃の開催

去る6月7日（日）午前9時から、今年で24回目となる「亀田郷一斉清掃」が実施されました。

特に田んぼや畑といった農地周辺の環境維持のため、当日は農家の方、各工区・分区の役員、各自治会、地元小中学生、新潟市職員、東日本高速道路㈱、亀田郷建設業協会など主催・参加・協力団体の皆さん1,100人が全郷にわたり19班に分かれ、高速道路沿線や水路、農道などのゴミ拾いを行いました。

収集されたゴミは、一般ゴミが3.0トン（うち燃えるゴミ2.2トン、燃えないゴミ0.8トン）、粗大ゴミがタイヤ96本、テレビ3台、冷蔵庫4台、自転車5台など処理費に39万を要しました。この処理費については、新潟市、東日本高速道路㈱、亀田郷土地改良区の3者で負担しました。

不法投棄のない地域を目指すべく、地域住民の皆さま、そして引き続き組合員の皆さまのご協力をお願いします。

種 別	重量／品目	前 年
燃えるゴミ	2.2トン	2.1トン
燃えないゴミ	0.8トン	1.1トン
粗大ゴミ	タイヤ96本	タイヤ56本
	テレビ3台	テレビ5台
	冷蔵庫4台	冷蔵庫2台
	自転車5台	自転車10台

